

謹賀新年



尾道税務署長 山田 和裕

新年あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会会員の皆様方には、謹んで新年のお祝いを申し上げますとともに、新しい年を期待と希望をもってお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

吉井会長をはじめ、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でも、インボイス制度に対する個別相談会を積極的に

開催されるなど、同制度への周知に大きく寄与していただき、改めて敬意を表します。

国税当局としましては、これから迎える確定申告期においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の

感染防止策を徹底しますとともに、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっている中で、税務行政におきましても、自宅等からのe-Tax申告を含めて「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指して、更なる納税者サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

加えて、令和5年10月からインボイス制度が導入されますが、制度開始日から適格請求書（インボイス）を交付するための登録申請は、原則、令和5年3月31日までに提出をご案内しておりますが、
適格請求書発行事業者の登録申請を行う際にはe-Taxを利用した申請手続きを行っていただくこと

会長 吉井 清介

新年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、当青色申告会に対しまして深いご理解とご支援・ご協力を賜りましたことに対し、心より感謝申し上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染の影響で大変ご苦労された一年であったと推測申し上げます。一日も

早い収束と皆様の事業・ご商売が繁栄に転じることをいのるばかりでございます。

さて、まもなく、令和4年分の所得税・消費税の確定申告時期を迎え、2月16日より所得税の確定申告が始まります。当会では1月23日から先駆けての開催となりますが、コロナウイルス感染対策を計り、会員様の安全な指導、申告が出来ますよう万全を期する所存であります。

また、新型コロナウイルス感染の影響もあり、今年は期間を短縮して、3月1日から3月15日まで「青申コーナー」の開設を予定しております。

瀬戸田地区会 会長 金本 光乗

新年明けましておめでとうございます。

健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

例年、尾道しまなみ商工会と協力し、時代の要請に応えるべく適正納税の推進を図る活動に取り組み、会員の皆様にはご支援・ご協力を賜りましたこと、感謝申し上げます。

長引く新型コロナウイルスの感染状況は、依然と増減の波を繰り返しながら、未だ通常の生活に戻れない日々が続いております。

先行きが見えない状況下ではございますが、当地区会では年始より年末調整・確定申告業務のサポートを、感染防止対策を行いながら実施していく所存でございます。

今後とも当地区会の事業運営にご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝、ご繁栄を念じつつ新年のご挨拶といたします。

因島地区会 会長 巻幡 伸一

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢に伴う原油高や物価高騰、円安の

進行などにより、中小企業を取り巻く経営環境はとても厳しいものでした。そのような中で、全国旅行支援や外国人観光客の入国規制緩和により、旅行需要やインバウンド消費回復へ期待が寄せられています。

引き続き全体的な消費需要回復に向けて適切な対応と事業者への支援が望まれるところでございます。

税制関係では、本年10月より「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。会員の皆様におかれましては、事業の実態に合わせてご対応いただきますようお願い申し上げます。

当青色申告会としても会員の皆様への税制改正等情報提供や支援の実施など更なるサービスの向上を図ってゆくと共に、青色申告優遇制度拡充のための要望活動を引き続き積極的に行って参ります。本年も

世羅郡地区会 会長 上野 悟

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年も新型コロナ感染症に大きく影響された一年でした。また、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発するエネルギー危機やそれに伴う円安、物価高に大きく影響を受けたという経営者の方も少なくないと拝察いたします。

一方で、昨年終盤は何とんでもサッカーワールドカップで日本中が盛り上がりました。「新しい景色を」という言葉がよく出てきましたが、これは目標に対して心をつなぐためのキーワードです。惜しくもその

目標には届きませんでした。選手、サポーター、ファンが一体となってチャレンジしたことが我々に感動を与えてくれたのだと思います。

今年も楽しいことも難しいこともあると思いますが、皆様方のたゆまぬ努力と知恵で明るい一年にしていきたいものです。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝とご繁栄をお祈りいたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

納税表彰



国税局長表彰

吉井清介 会長

(令和4年11月9日 グランドプリンスホテル広島にて)

**尾道税務署長表彰
尾道税務署長感謝状**

**山本光義 常任理事
岡田広美 常任理事**

(令和4年11月10日 尾道税務署にて)

受賞者の皆様おめでとうございます。
今後とも青色申告会と地域社会のために、
ご活躍のほどお願い申し上げます。



固定資産税（償却資産）について

1. 申告書類（封書）がお手元に届いた方は、内容を確認いただき、市役所の資産税課へ申告書の提出をしてください。
2. 案内ハガキ（水色）を受け取られた方は、
 - （1）登録資産の令和4年度の合計課税標準額が150万円に満たないため、免税点未満になると思われる場合
 - （2）独自の電算処理様式などにより申告している場合のどちらかに該当する方には、案内ハガキのみを送付しています。
3. 償却資産とは（申告対象となる資産）
固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が、所得税法の規定による所得の計算上、必要経費に算入されるものをいいます。
4. 申告の対象となる資産
 - （1）税務上、減価償却の対象となるべき資産
例：駐車場舗装、広告宣伝塔、門、塀、フェンス、冷暖房設備、厨房設備
電灯照明設備、動力配線配管設備等
 - （2）中小事業者等の少額減価償却資産の特例の適用を受けた資産のうち、取得価額が10万円以上30万円未満の資産
 - （3）10万円未満の資産であっても、減価償却資産としているもの
※取得価額10万円以上20万円未満の資産で一括償却資産の適用を受けるものは、申告の対象となりません。

以下のハガキを受け取られた方は、償却資産の申告は不要です。

郵便はがき

オモテ

料金後納郵便

722-××××

広島県□□□□□□

〇〇様

000-000-00000

申告書の法定提出期限は、令和4年1月31日（月）です。
償却資産の申告については、尾道市ホームページや広報12月号に掲載しています。

尾道市 償却資産申告書

検索

ウラ

令和4年度 固定資産税（償却資産）申告書
送付の省略のお知らせ

償却資産の申告につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、尾道市では、償却資産の所有者に、申告書等の提出にかかる書類を送付しておりますが、次に該当する場合は、本市作成の申告書等の送付を省略させていただいておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

- 1 登録資産の令和4年度の合計課税標準額が150万円に満たないため、地方税法第351条の規定により免税になると思われる場合
- 2 独自の電算処理様式等によりご申告いただいている場合

※1に該当する方で、資産の増減があるなど申告書・償却資産一覧表等の書類が必要な場合は、下記までご連絡ください。また、申告書様式は尾道市ホームページからダウンロードすることもできます。

※転出・廃業により申告すべき資産がなくなった場合や資産の所有者の変更があった場合はご申告いただくようになりますので、下記までご連絡ください。

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
尾道市 企画財政部 資産税課 家屋係
電話 0848-38-9164 FAX 0848-37-2740